

行政事務支援システムの機器賃借等に係る業務仕様書

第1 システムの導入

1 基本要件

京都府においては、行政改革の推進に対応し、行政事務の効率化、高度化と府民サービスの向上を図るため、原則として職員1人1台のパソコンを段階的に配置し、ネットワークとの接続等情報基盤を整備するとともに、全庁に事務処理支援システム（以下、「行政事務支援システム」という。）を導入して新しい時代にマッチした行政事務スタイルを実現することを目的として、平成9年度より事業に着手し、平成14年度に一定整備を達成した。

今後もIT技術の進展に即応し、適宜機器・システム等の更新を行い、さらに効率的なシステムを実現するため、システムを構成するクライアント等の一部の機器を撤去し、それに代わる機器を新規に導入する。機器の導入にあたっては、以下に示す各要件を満たすこと。

(1) 機能

- ・ 機器別紙に示す台数のとおり行政事務支援システムを追加・更新すること。
- ・ 次の機能を実現すること。
- ・ クライアント等の機能については、今回調達するハードウェア及びソフトウェアに加えて、京都府保有の既存ソフトウェア（「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」及び「開発システム等一覧」）を活用して実現すること。

(ア) 文書作成・表計算機能

各クライアントから、各種OAソフトの利用が行えること。

(イ) グループウェア基本機能

各クライアントから、以下に示すグループウェアシステムの基本機能を利用することができること。

- ・ 電子掲示板
- ・ 電子メール
- ・ 電子会議室
- ・ スケジュール管理
- ・ 文書管理

(ウ) 開発システムの利用機能

各クライアントから、グループウェア基本機能を拡張した形で既に開発された各システム及び今後開発される各業務システムの利用が行えること。

(エ) ネットワークプリント機能

各クライアントからネットワークを介し、所定のプリンタで印刷ができること。

(オ) WEBブラウジング機能

各クライアントから、インターネットのホームページ閲覧が行えること。

(カ) その他日常業務支援機能

その他、(ア)～(オ)に属さない現行行政事務支援システムに係る機能を実現すること。

(2) 更新に当たっての留意点

行政情報ネットワークを共有している他のシステムに影響を与えないこと。

- ・ 税務支援システム
- ・ 土木事業執行支援システム
- ・ 住宅システム
- ・ 設計積算システム
- ・ 人事給与システム
- ・ 統合財務システム
- ・ 府議会会議録検索システム
- ・ 健康福祉部電算システム
- ・ 行政事務支援システム（既整備分） 等

(3) 性能の確保

- ・ 導入する各ソフトウェア及びシステム等の複数起動・稼働を可能とし、サーバやクライアントの性能不足等による、ハングアップ、レスポンス低下等が生じないこと。
- ・ 各機器の品質には十分注意すること。なお、一定期間中に製造不良による故障が導入台数の10%を超えた場合は、該当機器に対する抜本的対策を講じること。

(4) 信頼性の確保

- ・ (3)に係る保守管理仕様を満たすクライアントを調達し、クライアントに障害が発生した場合、4時間以内に、別クライアントでの代替等を含めて復旧できることを可能とすること。

- (5) サーバ・クライアント間の連携機能の確保
- サーバ・クライアント間において、4に記載の「調達ソフトウェア一覧」、「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」及び「開発システム等一覧」に示すソフトウェアを使用して、各システムが正常に動作すること。
- (6) 無線ネットワーク通信（庁内 Wi-Fi）の設定について
- 庁内無線設備と正常に通信できるように設定を行うこと。
 - 必要に応じて Wi-Fi を整備、保守している業者と認証方式等について連携すること。
 - 導入時の不具合発生の際は原因の切り分けを行うこと。
- (7) 無線ネットワーク通信（SIM通信）の設定について
- 在宅勤務のネットワーク接続用のSIMカードを京都府で別途調達し、提供するので利用できるように設定を端末に施すこと
 - 必要に応じてSIMカードの調達業者と認証方式等について連携すること。
 - 導入時の不具合発生の際は原因の切り分けを行うこと。
- (8) 安全性の確保
- 導入する情報システムはあらかじめウイルス検査を行うこと。
 - 本業務を実施するに当たっては、京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準に定める事項を遵守しなければならない。
- (9) 作業期限
- ①システム整備期限
- 次の期日までに、行政事務支援システムの導入に係る作業を完了すること。
- 令和5年11月30日
- ※なお、作業自体は特段の事情がない限りは平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関するに規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の8時30分から17時15分の間に実施すること。
- ②業務完了期限
- 次の期日までに、旧機器の撤去・データ消去・運搬等に係る全業務を完了すること。
- 令和6年1月31日

2 作業内容

受託業者は、今回導入する機器において、行政事務支援システムとして必要な機能の利用が行えるよう、以下に示す各項目をはじめとする必要な作業を行うこと。

また、各作業については、特に指定のない場合は受託業者の自社屋内等で行い、現地での作業時間を極力短くすること。ただし、不可能なもの又は不適切なものと判断されるもので、京都府の指示又は承認を受けたものはこの限りでない。

なお、設定作業等の実施にあたっては、京都府のほか、「行政事務支援システム運用業務」受託業者（以下、「事務支援運用者」という。）及びその他の「システム運用業務」受託業者（以下、「システム運用者」という。）等の関係業者と十分な調整を行うこと。

(1) 設定作業

各クライアントについての必要な作業の概要は、以下のとおりである。詳細については、導入開始までに示す端末設定表及び京都府の指示に従って作業すること。

(ア) 各種初期設定作業

必要なOS・ドライバ等をインストールし、ネットワークの各種設定、プリンタの登録など、クライアントとしての動作に必要な各種初期設定を行うこと。

※ 新規導入クライアントにおいては、実際の導入までに、インストールソフトの詳細等について京都府と協議の上、不要と判断されたユーティリティ等については、ハードディスクから削除すること。

(イ) 行政事務支援システム機能設定作業

各クライアントの実現する機能に応じて、必要なソフトウェア及び京都府が提供する各プログラム（「調達ソフトウェア一覧」、「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」、「開発システム等一覧」参照）をインストールするとともに、ユーザの登録、各種メニュー設定など、行政事務支援システムのクライアントとして必要な設定を行うこと。また、端末の導入設定情報に関する資料を作成し、京都府に報告すること。

※ インストールに必要な機器等については、受託業者で用意するものとする。詳細は別途調整するものとする。

(ウ) 動作確認作業

インストールを行ったソフトウェアが正常に動作することを確認するとともに、ネットワーク機能の動作確認を行うこと。この作業は京都府の指定する作業場所で行うこととし、原則受託業者の社屋等からは実施できないものとする。

京都府が別途示す作業手順書等に従い、行政事務支援システムとしての各機能の正常利用について確認を行い、その内容を京都府に報告すること。

(エ) 搬入・設置作業

今回調達するクライアントを所定の場所へ設置すること。

(現時点の見込みは別添のとおりとするが多少の増減の可能性はある。)

クライアント設置にあたって、電源タップが必要な場合は、京都府から電源タップを提供する。

※原則として設置場所へ入れ替え作業時に直接搬入すること。なお、詳細な設置場所や搬入期日等については、上記 1. (9) の履行期限の範囲内で別途調整する。

(2) 更新対象機器の撤去作業等

a 撤去後、旧クライアントを受託業者の自社屋内等へ運搬し、ハードディスク等のデータを復元できないよう完全に消去すること。なお、これに必要なツール等は今回の調達に含めること。旧機器から新機器へのデータ移行作業は職員が行うため、不要。

b 旧機器を以下の場所に運搬すること。

○クライアント（ノートパソコン）

品名	型番	台数	運搬先
FUJITSU LIFEBOOK	A577/S	1,560 台	別途京都府が指定する場所
Panasonic LetsNOTE	CF-SZ6	20 台	
DELL Latitudo	7390	70 台	

※運搬する機器は原則ノート型端末本体、ACアダプタ、マウス及びマウスパッドだが、DELL Latitudo について、外付けディスプレイが配備されている場合はあわせて運搬すること。

○USB 接続ポータブル DVD ドライブ

区分	型番	台数	運搬先
ELECOM USB2.0 読込専用ポータブル DVD-ROM ドライブ	LDV-PMH8U2NBK	25 台	別途京都府が指定する場所

c 今回調達する機器の賃貸借期間終了後の撤去及びデータ消去は京都府が行う。

(3) その他の作業

a 職員への引継

クライアントについては、設置後、設置場所における各所属の管理者にその基本的な取扱方法等について説明すること。

b 機器等の取扱注意

設置作業・設定変更作業等に伴う機器の取扱には、十分注意すること。なお、障害が発生した場合には、受託業者の責任において、従前の機能を確保すること。

c 廃棄物の処理

設置作業等に伴い発生する廃棄物は、受託業者において処分を行うこと。
廃材回収は作業日において受託業者で回収すること。

d その他

その他別途指示する作業について対応を行うこと。

3 導入ハードウェアの仕様

(1) 基本要件

- ・ 各機器は省エネルギー、省電力、省スペースを実現できること。
- ・ 執務スペースの有効活用の観点から、ACアダプタ等周辺機器も含め、極力コンパクトなものであること。
- ・ 市販の同等機能の製品と比べ、大きな性能の差が生じないこと。
- ・ 各機器の品質には十分注意すること。なお、一定期間中に製造不良による故障が導入台数の10%を超えた場合は、該当機器に対する抜本的対策を講じること。

(2) 導入機器

以下に示す各要件を満たすこと。

(ア) 構成要件

導入するクライアントはそれぞれ同一機種とすること。

(イ) 性能要件

以下に示す装置から構成されていること。

<クライアント（ノート型パソコン） 500台>

形態	AC電源でも稼働可能なノート型端末
CPU	Core™ i3とし、12世代以上かつ最大周波数3.30GHz以上のものとする。
メモリ	8GB以上 ※内蔵するメモリは全て、本体のハードウ

	<p>ェアメーカー純正品とする。</p>
ストレージ容量	SSD256GB 以上
光学ドライブ	内蔵しないこともしくは使用できないような設定を行うこと。
表示装置	1366×768 ドット (フル HD) での表示が可能なこと。
画面サイズ	15～16 インチ
重量	2.1 kg以下
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ USB3.0 type-A 2 ポート以上及び type-C 1 ポート以上 (行政情報ネットワークのための有線 LAN の変換器を用いた場合に USB type-A の空きポートが 1 つ以上確保できること。) ・ HDMI ポート 1 つ以上 ・ Bluetooth (v5.0 以上) 機器の接続が可能なこと。
ネットワーク	<p>1000Base-T 以上のネットワークインターフェースを備え、行政情報ネットワークに接続できること。(内蔵されていない場合は、USB type-C での接続が可能な変換アダプタを用意すること。なお、その場合の変換アダプタはサードパーティ製でも可とする。変換アダプタは、135×30×30mm (ケーブル部分除く) を超えないこと。)</p>
ワイヤレス通信	<p>IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 (W52/W53/W56)、Wi-Fi 準拠であること。</p>
入力装置	<p>光学式マウス (単 3 又は単 4 電池で動作する Bluetooth 接続に限る) 及びマウスパッドを添付すること。電池式マウスには電池を内蔵して納品すること (電池の入れ替えについては保守対象外とする)。なお、マウスはサードパーティ製でも可とするが、技術基準適合証明を受けている製品とすること。接続においては USB 等のレシーバが不要なものとする。</p>

キーボード	日本語表示されていること。JIS 標準配列に準じたキーボードであること。
ネットワークプロトコル	TCP/IP が利用可能であること。
バッテリー	AC 電源からの電力供給なしで9時間以上バッテリー駆動できること。(JEITA2.0 準拠であること) ※なお、端末によってはバッテリーのみの交換ができない場合があるが、バッテリー交換が必要な場合は、同型式の代替機等で交換対応すること。
カメラ	92 万画素以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理ツール等をはじめとする「調達ソフトウェア一覧」及び「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」で示す各ソフトウェアの動作環境が満たされること。 ・ Windows に標準搭載されている、BitLocker を有効化しておくこと。 ・利用期間中、日常業務に支障のない快適な利用のためのレスポンスを確保すること。

<クライアント（ノート型パソコン（DVD ドライブ内蔵型） 20 台>

形態	AC 電源でも稼働可能な軽量ノート型端末
CPU	Core™ i5 とし、11 世代以上かつ最大周波数 4.40GHz 以上のものとする。
メモリ	8 GB 以上 ※内蔵するメモリは全て、本体のハードウェアメーカー純正品とする。
ストレージ容量	SSD256GB 以上
光学ドライブ	スーパーマルチドライブ（読込・書込可）内蔵のこと。
表示装置	1920×1080 ドット（フル HD）での表示が可能なこと。
画面サイズ	12.1 インチ～16 インチ

<p>インターフェース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ USB3.0 type-A 2 ポート以上及び type-C 1 ポート以上 ・ RJ45 ・ アナログ RGB ・ ミニ D-sub 15ピン ・ HDMI ポート1つ以上 ・ Bluetooth (v5.0 以上)機器の接続が可能なこと。 <p>(本体にインターフェースを備えていない場合、変換アダプタでの実現も可とする。その場合、1個までの変換アダプタで上記インターフェースを実現すること。)</p>
<p>ネットワーク</p>	<p>1000Base-T以上のネットワークインターフェースを備え、行政情報ネットワークに接続できること。(内蔵されていない場合は、USB type-C での接続が可能な変換アダプタを用意すること。なお、その場合の変換アダプタはサードパーティ製でも可とする。変換アダプタは、135×30×30mm (ケーブル部分除く) を超えないこと。)</p>
<p>入力装置</p>	<p>光学式マウス (単3又は単4電池で動作する Bluetooth 接続に限る)及びマウスパッドを添付すること。電池式マウスには電池を内蔵して納品すること(電池の入れ替えについては保守対象外とする)。なお、マウスはサードパーティ製でも可とするが、技術基準適合証明を受けている製品とすること。接続においては USB 等のレシーバが不要なものとすること。</p>
<p>キーボード</p>	<p>日本語表示されていること。JIS 標準配列に準じたキーボードであること。</p>
<p>ネットワークプロトコル</p>	<p>TCP/IP が利用可能であること。</p>
<p>バッテリー</p>	<p>AC 電源からの電力供給なしで9時間以上バッテリー駆動できること。(JEITA2.0 準拠であること)</p> <p>※なお、端末によってはバッテリーのみの交換</p>

	ができない場合があるが、バッテリー交換が必要な場合は、同型式の代替機等で交換対応すること。
カメラ	92 万画素以上のこと。
重量	2.2kg 以下
ワイヤレス通信	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準 拠 (W52/W53/W56)、Wi-Fi 準拠であること。
その他	運用管理ツール等をはじめとする「調達ソフトウェア一覧」及び「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」で示す各ソフトウェアの動作環境が満たされること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Windows に標準搭載されている、BitLocker を有効化しておくこと。 ・ 利用期間中、日常業務に支障のない快適な利用のためのレスポンスを確保すること。

<クライアント（モバイル型パソコン） 640台>

形態	AC 電源でも稼働可能なノート型端末
CPU	Core™ i5 とし、12 世代以上かつ最大周波数 4.40GHz のものとする。
メモリ	8GB 以上 ※内蔵するメモリは全て、本体のハードウェアメーカー純正品とする。
ストレージ容量	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	内蔵しないこともしくは使用できないような設定を行うこと。
表示装置	1920×1080 ドット（フルHD）での表示が可能なこと。
画面サイズ	14 インチ以下
重量	1kg 以下
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> ・ USB3.0 type-A 2 ポート以上及び type-C 1 ポート以上 （行政情報ネットワークのための有線 LAN ケーブルを接続したときに USB type-A の空きポートが 1 つ以上確保できること。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ HDMI ポート 1 つ以上 ・ Bluetooth (v5.0 以上) 機器の接続が可能なこと。
ネットワーク	1000Base-T 以上のネットワークインターフェースを備え、行政情報ネットワークに接続できること。(内蔵されていない場合は、USB type-C での接続が可能な変換アダプタを用意すること。なお、その場合の変換アダプタはサードパーティ製でも可とする。変換アダプタは、135×30×30mm (ケーブル部分除く) を超えないこと。)
ワイヤレス通信	nanoSIM カードを挿入することで、LTE 対応ワイヤレス WAN を利用できること。なお、SIM モジュールは内蔵されていること。 また、IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠 (W52/W53/W56)、Wi-Fi 準拠であること。
入力装置	光学式マウス (単 3 又は単 4 電池で動作する Bluetooth 接続に限る) 及びマウスパッドを添付すること。電池式マウスには電池を内蔵して納品すること (電池の入れ替えについては保守対象外とする)。なお、マウスはサードパーティ製でも可とするが、技術基準適合証明を受けている製品とすること。接続においては USB 等のレシーバが不要なものとする。
キーボード	日本語表示されていること。JIS 標準配列に準じたキーボードであること。
ネットワークプロトコル	TCP/IP が利用可能であること。
バッテリー	AC 電源からの電力供給なしで 10 時間以上バッテリー駆動できること。(JEITA2.0 準拠であること) ※なお、端末によってはバッテリーのみの交換ができない場合があるが、バッテリー交換が必要な場合は、同型式の代替機等で交換対応すること。
カメラ	92 万画素以上

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 インチ～22 インチの外付けディスプレイ及び HDMI ケーブル（1 m以上）を、各端末につき 1 つずつ添付すること。 ・ 運用管理ツール等をはじめとする「調達ソフトウェア一覧」及び「京都府所有の関係ソフトウェア一覧」で示す各ソフトウェアの動作環境が満たされること。 ・ Windows に標準搭載されている、BitLocker を有効化しておくこと。 ・ 利用期間中、日常業務に支障のない快適な利用のためのレスポンスを確保すること。
-----	--

※サードパーティ製品で提案可能な項目については、サードパーティ製品で提案する場合は、それぞれ単一型番とすること

4 ソフトウェア一覧

(1) 調達ソフトウェア一覧

基本要件

- ・ 各ソフトウェア（OSを除く）は、クライアントOSに対応すること。
- ・ 各ソフトウェアのバージョンについては、納入時点で最新かつ動作保証されたものを導入すること。（京都府が指定した場合を除く）

種別	ソフトウェア名称	調達形態	整備数
OS	Windows 10 Pro 64bit (将来的にWindows11に対応すること) ※ノート型パソコン (DVDドライブ内蔵型) については、Windows 11 Pro 64bitでも可とする	新規	1,160
ブラウザソフト	Microsoft edge (納品時点の最新バージョン)	新規	1,160
その他	.NetFramework Adobe Reader WindowsMediaPlayer Citrix Workspace	新規	1,160

	Teams FortiClient 一太郎ビューア そのほか本仕様書中に示した要求事項を実現するために必要なすべてのソフトウェア		
--	---	--	--

※ OS及びブラウザソフトについては最新の ServicePack 及び各種セキュリティパッチを適用すること。

(2) 京都府所有の関係ソフトウェア一覧

この一覧表に掲載するソフトウェアは、a) 今回調達するソフトウェアと合わせ、クライアントにそのまま導入するもの、b) 調達の前提となるもの（バージョンアップ・サポート更新）、c) その他（クライアントアクセスライセンス）である。

※以下のソフトウェアは京都府において無償で提供するものであり、保守運用期間中のサポート更新費用等は、本調達には含まれないものとする。

a. そのまま導入するもの

種別	ソフトウェア名称
グループウェアソフト	MS Outlook2019 (マイクロソフト (株))
ワープロソフト	MS Word2019 (マイクロソフト (株))
表計算ソフト	MS Excel2019 (マイクロソフト (株))
プレゼンテーションソフト	MS PowerPoint2019 (マイクロソフト (株))

b. 調達の前提となるもの

種別	ソフトウェア名称
OS	Windows 10 Pro (CurrentBranch forBusiness環境) (マイクロソフト (株))

ウイルス検索・駆除ソフト	製品名：WindowsDefender
EDR、運用管理ツール	製品名：Tanium 契約名義：京都府 契約期間：令和4年10月1日～令和9年9月30日 ※EDR、運用ツールについては令和9年10月1日以降、 現行のものから変更される可能性があるため、その場合 別途協議の上対応すること。

c. その他

種別	名 称
サーバOS関連	Windows2019server クライアントアクセスライセンス (マイクロソフト(株))
サーバ(グループウェア) 関連	ExchangeServer2019 クライアントアクセスライセンス (マイクロソフト(株))
	SharePointPortalServer2019 クライアントアクセスラ イセンス (マイクロソフト(株))

(3) 納入時の動作試験について

納入の際は以下のシステムについて試験的に動作確認を実施することとし、京都府担当者の承認を得ること。以下のものは、いずれもブラウザ(Microsoft Edge)で動作可能で別途何らかのアプリの準備は不要である。

【開発システム等一覧】

Web会議システム 京都府統計ナビ 統合財務システム 府議会会議録検索システム 文書事務支援システム 総務事務システム i JAMP 京都府例規集・現行法令 会議室予約システム ファイル交換サーバ	等
---	---

第2 保守管理仕様

1 基本要件

(1) 保守管理体制等

- ・ 「2 保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。
- ・ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。
- ・ 保守管理業務の実施に当たっては、京都府、事務支援運用者及びその他のシステム運用者等の関係者と必要な調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。
- ・ 保守作業に当たっては、システム管理者又はユーザが作成・管理している文書ファイル等のデータが漏洩しないよう注意すること。

(2) 保守管理区分

- ・ 受託業者は、納入した全てのハード・ソフトについては、賃貸借期間内中、下記保守管理区分表に基づき保守管理を行うこと。
- ・ 京都府が提供する開発システム及び他システムに関する保守管理は含まない。

<保守管理区分表>

		クライアント
ハードウェア保守	調達ハードウェア	○
ソフトウェア保守	調達ソフトウェア	○※1
	京都府所有ソフトウェア	●
	開発システム	●
	他システム	●

○ 受託業者において保守管理を行うもの

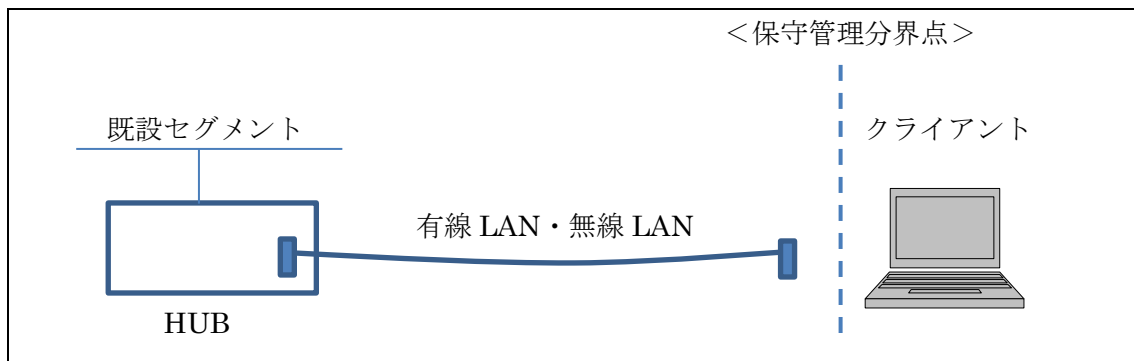
● 京都府又は既受託業者において保守管理を行うもの

※1 調達ソフトウェアは、調達形態（新規、サポート更新又は京都府の既保有ライセンスを前提としたバージョンアップ）を問わず、受託業者において保守を行うこととする。

(3) 保守管理分界点

受託業者が納入した機器の保守分界点は次図のとおりとする。

(図1 クライアント)



(4) 使用機器、材料の負担区分

保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託業者において用意すること。(トラブル対応として備蓄する代替機を含む。)

(5) バッテリ

異常な消耗が確認されたクライアントのバッテリーについては、適宜交換すること。

(6) SSD

SSD の寿命により頻繁にフリーズ等がみられる場合は、代替機に交換すること。

(7) 保守管理期間

令和 5 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日

※なお、上記保守管理期間前であっても、端末配備後に生じた不具合等について下記「2 保守管理の内容」と同等の対応を行うこと。

2 保守管理の内容

(1) 対応時間

- ・ 平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関するに規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に連絡を受けた障害については全て対応すること。
- ・ この時間以外に発生した障害についても、京都府と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。

(2) 障害対応

受託業者が納入したハード及びソフトにおいて障害が発生した場合は、次の要件に従い、直ちに復旧回復のために必要な措置を行うこと。

なお、障害連絡は京都府又は事務支援運用者から行う。

- ・ ソフト障害において、配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、事務支援運用者と協力して、必要な措置を行うこと。
- ・ 機器に障害が発生した場合、代替機の設置等により、システムの利用が4時間以内に再開できること。クライアントのデータ移行作業は必要ない。テレワーク環境に係る必要な端末設定作業は行うこと。

※なお、代替機の設置は本庁及び京都府域の公所等の各拠点とし、職員個人宅への訪問はないものとする。また東京事務所はセンドバック方式での対応も可とする。

(3) 代替機の管理

- ・ 障害対応で必要となる場合は、4時間以内に代替機の提供が行えるよう、必要台数を用意すること。
- ・ 代替機においては、行政事務支援システムにおける各ソフトと、常にそのバージョンをあわせること。(保守管理区分外のソフトを含む。) なお、各ソフトのバージョンは別途京都府において指定する。
- ・ 受託業者の保守管理区分外のソフトについては、京都府から提供を受けること。
- ・ マウス、外付けディスプレイその他付属品についても同様に管理を行うこと。
- ・ なお、メーカー都合により同一機種での交換ができなくなった場合は、同等以上のスペックの異なる機種で代替することも許容する。

(4) ソフトのバージョン管理

- ・ 納入ソフトのバージョン管理を行うこと。
- ・ 納入ソフトについてバージョンアップがあった場合には、速やかに京都府に報告するとともに、無償バージョンアップソフトについては速やかに京都府に提供すること。
- ・ バージョンアップに配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、事務支援運用者がその作業を行う。なお、これによりがたい場合は、受託業者において必要な作業を行うこと。
- ・ 導入ソフトウェアに関するライセンス体系の変更があった場合は、速やかに京都府に報告すること。

(5) 障害切り分け作業

障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必ず必要な協力を行う

こと。

(6) 報告

保守管理業務を行ったときは、その都度京都府に対して実績報告書を提出すること。特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について京都府に報告すること。

第3. その他

3.1 契約額内訳の提示

契約額のうち、端末本体（ディスプレイ・マウス・保守費用を除く）の費用とその他の費用の内訳を提示すること。

3.2 再リースについて

本業務について京都府が希望した場合は、1年間のリース期間延長（保守対応を含む）の対応を可能とすること。なお、詳細については京都府と別途協議とする。